

「水害避難行動マニュアル作成指針（仮称）」の作成方針（案）等について

1 作成方針（案）

- 「水害避難行動マニュアル作成指針（仮称）」として、水害避難行動マニュアル（タイムライン）の「作成までの解説」及び「ひな型」を作成し、市町村等を通じて、自主防災組織等にタイムラインの作成を促すものとする。
- 地域でのタイムライン作成に当たっては、府又は市町村職員等による支援を行うことを前提とし、「解説」は、できる限り概略的（平易）なものとする。
- 必要に応じて、住民向けに適切な避難行動のあり方や事前対策について記載するものとする。
- 「ひな型」は、地域の個別事情を考慮できるものとする。
 - ・地域ごとに点検する水位観測所や河川カメラ、浸水開始箇所、危険箇所等を記載する形式とする。
 - ・地域で避難等の目安となる指標や現象（スイッチ）を決めて記載する形式とする。 など

2 指針の構成（案）

章	標 題	内 容
序章	タイムラインの必要性	近年の水害・土砂災害を踏まえた、住民による主体的な避難の必要性
1章	タイムライン作成の流れ	地域における防災研修・ワークショップ、まち歩き・地区防災マップの作成、タイムライン作成、訓練までの一連の流れ
2章	タイムライン案の作成	標準的なタイムラインのひな形を提示（河川の区分等に応じて複数）し、ひな形の作成留意点、活用方法を説明 <ul style="list-style-type: none"> ・タイムラインの中に適切な避難行動のあり方を列挙 ・地域住民向けの水害避難行動シートを提示
3章	タイムライン活用に必要な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集の方法・内容、地域の連絡網の整備方法の例示 ・消防団等との連携の必要性 ・避難行動に必要な事前対策 等
4章	タイムライン導入後の取組	タイムラインに沿った訓練、実際の運用を踏まえたタイムラインの検証（避難のタイミング等） など

3 論 点

【論点1：水防法指定河川（水防警報河川、水位周知河川）とそれ以外の河川を区分するか。】

※ 河川により、提供される情報（水防警報（水防団出動等）、氾濫危険水位情報等）が異なり、情報がない場合もある。

【論点2：土砂災害避難行動について、別途作成指針が必要か。】

※ 河川氾濫も土砂災害も、降雨により発生することから、水害避難行動のタイムラインに含めることも考えられる。